

決議第1号 関厚市長に対する辞職勧告決議について

標記について、鹿角市議会会議規則（平成4年鹿角市議会規則第1号）第14条の規定により別紙のとおり提出する。

令和5年12月22日提出

提出者	鹿角市議会議員	児玉悦朗
賛成者	鹿角市議会議員	戸田芳孝

提案理由

関市長には、市のトップを司る市長としての資質が決定的に欠けていることは明白であり、自らの独断について頑なに非を認めようとする姿勢から判断するに、関市政の下では鹿角の発展が期待できないものと判断せざるを得ないため。

## 関厚市長に対する辞職勧告決議（案）

関厚市長は、令和3年7月3日に市長に就任されたが、この間の関市長の市政運営を見るに、市長としてのリーダーシップの発揮やステークホルダーとの関係性の構築において、そのための努力と資質に大いなる疑問を感じざるを得ない。

第一に、説明責任の回避である。あれほど高らかに掲げた産婦人科の再開や大学の創設等の公約について、その進捗状況をたびたび尋ねるも、現状の取り組みを列挙するのみでその見通しを示すことなく、挙句の果てに、医療についてはマイナス100からようやくゼロに戻したと開き直す姿はとても誠実とは言えない。市長たるべき者は、仮に公約の修正を余儀なくされたのだとしたら、その状況を説明し、改めて目標とすべき水準を設定し、市民の理解を得る努力を怠ってはならない。改めて語られるビジョンが妥当なものであれば、議会としても力強く応援すべきところであるが、いつの間にか公約の内容をすり替え、今定例会では、自らの公約は最初から第7次総合計画の取り組みをベースとしているとして、公約の修正等を頑なに認めようとししない。関市長は、市長就任時に、「自らの公約については、第7次総合計画との調和を図りながら進める」と表明しており、市長の公約が第7次総合計画をベースとしているとの強弁はこれと矛盾するものであり、誠実さを感じるができない。また、市議会議員有志による告発についても、説明を回避している。情報不足としても、自身について知り得ることは説明すべきであり、株式会社かづの観光物産公社についてあれほど能弁に語ることとの対比には驚きを禁じ得ない。

第二に、国・県との信頼関係の崩壊である。関市長は、これまでの市政には広域連携の視点が欠けていたとして、関市政の下で、いかに国や県、市町村とのパイプが強化されているかを吹聴しているものの、実際には、独善的な言動や要望活動によって、県や国との関係は強化どころかちぐはぐとなり、信用も失いつつあることは我々の知るところである。国からの交付金の配分等に影響が出るようなことがあれば大変なことである。

第三に、無責任な発言である。このたびの株式会社かづの観光物産公社の社長解任をめぐって、市長は仕入れの硬直化が同公社の経営を悪化させているとの説明を、何ら資料の提出もなく本会議や全員協議会の場で繰り返してきた。しかし、その根拠についてはこの期に及んでもなお関係者の証言があるとの説明のみで、さらなる追求には店頭価格調査の結果だと言い張る始末である。これだけの混乱を生じさせている問題の核心部分について、自らその証言を確かめることもなく、関係者の名誉等を傷つける発言をしてきたことは、極めて無責任な発言で、悪意ある印象操作と断ぜざるを得ない。また、今定例会では、公社の経営状況について1億円近い赤字を計上しているとの説明を行ったがこれも正確ではなく、DMOとして市等の補助事業も多く実施している同公社の決算について、営業収支だけで判断することも適切ではない。さらに、仕入れの硬直化の根拠も明示せず、単に「あんたらあは市民のもの」と抽象的表現を繰り返すだけで、株式会社かづの物産振興プラザを一方的におとしめるのは不当である。トップである市長としての発言の影響力がいかに大きいものであるかを自覚しない、このような悪意ある印象操作は厳に慎むべきであ

る。

第四に、議会軽視である。これまで第三セクターに関して大きな決断がなされる際には、全員協議会で説明を受けることが慣例であった。関市政の下でも、株式会社かづのパワーに関しては、いかなる緊急対応を強いられた事態でも、都度、議会に説明がなされてきた経緯があるにも関わらず、今回の公社問題において、何の事前説明も無く突発的な行動に出たことは、個人的な感情で行動に出たとのそしりを免れるものではない。関市長は、緊急性があったと言うが、前述のとおり仕入れのあり方と公社の経営改善の関係が不明である中で、どういう緊急性を持つのかは疑問である。加えて、関市長は、昨年来の改革によって第29期の売上げが伸び、黒字化にも転じたと言うが、その経営改革はほとんどが畠山社長の就任後に既に実行されていた取り組みによるものであり、都合の悪い質問に緊急性で押し通そうとする市長の姿勢は、議会軽視も甚だしいと言わざるを得ない。

第五に、職員への影響である。昨年来の一連の公社への対応は、市長の公社への異常な執着から生じた事実誤認等に基づく部分があるのは疑いようがない。市長のこのような姿勢や行動が職員に与える影響は甚大である。誤った情報で市政を誤った方向に向かわせ、職員には心的苦痛やつじつま合わせのための新たな仕事を与えることになりかねない。全員協議会に同席した担当職員の様子は、見ている者が辛くなるほどのものであり、職場環境の悪化が懸念される場所である。また、公社への市の関与について、全員協議会の場で、これまでの職員がやりたい放題にさせていた、職員の怠慢だと発言しているが、これまでの職員もきちんと収支を確認し、都度、課題解決に真摯に取り組んできた事実を我々は見えてきており、これは職員の名誉の棄損である。

以上のことから、関市長には、市のトップを司る市長としての資質が決定的に欠けていることは明白であり、また、形式的な謝罪はしたものの、自らの独断については頑なに非を認めようとしない姿勢から判断するに、残念ながら今後もまた独断による同様の過ちを犯すことになりかねず、関市政の下では鹿角の発展が期待できないものと判断せざるを得ない。

よって、本市議会は、関市長に対し、速やかに市長の職を辞することを勧告する。

以上、決議する。

令和5年12月22日

鹿角市議会